

高齢者施設のあれこれ（6） 「グループホーム」とは？

高齢者向け施設には「グループホーム」という種類の施設があります。

そもそも「グループホーム」とは、高齢者、障害者、親と同居不可能な子供など、生活に困窮する人が、専門スタッフの支援を受けながら少人数で一般住宅において生活をする形態であり、地域社会に溶け込む生活が理想とされています。

その中で、認知症高齢者を対象としたグループホームは、介護保険において住宅とみなされ、提供するサービスは在宅サービスとして扱われます。あくまでも福祉施設ではなく住宅であることが重視され、社会福祉法人、医療法人、株式会社などさまざまな形態の団体が運営しています。



認知症グループホームの定員は「ユニット」という単位を用いて定められ、1つのユニットは5～9人、1つのグループホームについてのユニットの上限は原則2ユニットまでとされています。つまりグループホームには、最大で18人までしか入居できないので、少人数制が大きな特色となっています。

このように、同じユニットで常に同じメンバーで生活することで、環境の変化への適応が難しい認知症高齢者が不安なく穏やかに過ごすことができることが、グループホームのメリットです。

認知症グループホームへの入所条件は、①医師から認知症の診断書が発行されていること、②65歳以上かつ要支援2以上の要介護認定を受けていること、③少人数での共同生活に支障がないこと、④グループホームと同じ市区町村に住民票があることの4つです。

入居の際には、有料老人ホームのような多額の入居金がかかることはありませんが、数十万円程度の一時金を用意する必要があるグループホームがほとんどです。毎月の費用としては、家賃、生活費、食費、雑費、介護サービス費をすべて合計すると、毎月15万円～20万円程度かかることが多いのではないのでしょうか。

介護保険による介護の他、食事提供・介助、排せつ・入浴介助、買い物代行、レクリエーションなどのサービスも豊富に提供されるほか、最近では看取り介護により最期まで住み慣れた地域での生活を続けられるグループホームも増えています。

デメリットとしては、特養に比べると費用が高いことや、医療ケアが充実していないことなどが挙げられます。

お身体はお元気だけれど、認知症により一人暮らしが心配だという方にはピッタリの施設ですが、そういう方が自分で、グループホームを探して認知症の診断書を取得し、入居契約を締結することは難しいので、やはり家族もしくはそれに代わる役割を担うOAGライフサポートのような団体による支援が必要不可欠です。